

2. 直接請求

(2) 監査の直接請求に関する調査 (平成19年4月1日 から 平成21年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分
 - ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	証明書の交付のみに 終わったもの	署名簿が取り 下げられたもの	請求を却下したもの	請求書を受理したもの	計
宮城県				1	1
東京都				1	1
和歌山県				1	1
合計	0	0	0	3	3

イ 内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項	請求代表者証明書 交付年月日	代表者数 (人)	①有権者数 ②署名総数 ③有効署名数 ④法定署名数 (人)	署名の審査 に要した日 数 (日)	署名縦覧中 の異議申出	①請求受理年月日 ②監査結果公表年月日 ③監査結果の概要	備考
宮城県	角田市	市が、西根中学校の統廃合に関し、地区住民を代表する団体ではない西根地区振興協議会からの「西根中学校統廃合に関する方針」に対する回答書（合意内容）を受け、統廃合を進めたことは不当な行為であり、西根中学校を廃校とする条例の改正議案の提案を無効とすること。	H20. 5. 15	1	① 27,001 ② 2,581 ③ 2,563 ④ 541	14	①却下 ②棄却 ③認容	① H20. 7. 8 ② H21. 2. 27 ③ 手続きに違法性、不当性は認められない。	
東京都	あきる野市	市の財政状況が逼迫している中、あきる野市では、市西部の中山間地区に、計画の策定期間を含め、平成15年度から平成18年度にかけて、温浴施設を建設した。このような施設の建設費及びランニングコストが後年度に市民にもたらす影響が懸念されるとして、次の事項に関する事務監査請求が提出された。 ①莫大な債務を抱える市の財政状況の確認について ②平成12年度に一旦破棄した温浴施設の計画を再度推進した理由の妥当性について ③本事業の目的である地域活性化の具体的施策の実現性について ④平成15年度に作成された本事業の推進計画に関する調査報告書の妥当性について ⑤温泉の加熱方法として、製材所の残材（木質バイオマス）と灯油を併用することに関する運用方法と残材の搬入管理方法の妥当性について	H19. 1. 9	5	① 64,680 ② 5,787 ③ 5,588 ④ 1,294	20	①却下 ②棄却 ③認容	① H19. 3. 27 ② H19. 6. 18 ③ ①市の債務は、市民1人当たり100万円を超過する高額な借金であり、市民が不安を抱く一因となることから、財政の健全化に向けた計画的な取組みが求められる。 ②市が事業に着手した理由については、監査委員は当、不当を判断できない。 ③具体的な活性化策について現段階で監査委員が適否を判断する事はできない。 ④事業の収支予測などの正確性については、実際の事業収支が出ていない現時点で判断できる事項ではなく、また、具体的な調査内容についても監査委員が判断する事項に当たらないが、報告書については、体裁・内容に物足りない点も見受けられることから、策定に当たっては、綿密な打ち合わせ、精査が必要ではなかったかと思料する。 ⑤より多くの割合で木質バイオマスボイラーが活用されるよう期待するとともに、粗悪な残材の搬入防止については、協定などで明文化し、協定の内容が遵守されるようチェック体制を整える必要がある。	
和歌山県	紀美野町	旧野上町における官製談合等の疑い	H20. 6. 10	1	① 9,952 ② 830 ③ 823 ④ 200	13	①却下 ②棄却 ③認容	① H20. 8. 1 ② H21. 4. 30 ③ 談合、官製談合や地区割談合の事実は認められない。	
計	3団体	3件					①却下 0件 ②棄却 0件 ③認容 0件		